

「こども大綱」及び「こども未来戦略」において新たに追加された事項

●こども大綱（令和5年9月の中間整理からの主な追加事項）

第3 こども施策に関する重要事項	
2 ライフステージ別の重要事項	
(2) 学童期・思春期	
P.30	(体罰や不適切な指導の防止) 体罰はいかなる場合も許されものではなく、学校教育法で禁止されている。また生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、教育委員会等に対する上記趣旨の周知等、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進する。
(4) 青年期	
P.32	(悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実) 子ども・若者総合相談センターなど、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図る。 進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知する。

●こども未来戦略（令和5年6月の戦略方針からの主な追加事項）

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策	
1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組	
(1) 児童手当の抜本的拡充	
P.14	児童手当の支払月を年3回から、隔月（偶数月）の年6回とする児童手当法の改正を併せて行い、拡充後の初回の支給を2024年12月とする。
(2) 出産等の経済的負担の軽減	
P.14	令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」（10万円）について、2024年度も継続して実施するとともに、2025年度から子ども・子育て支援法の新たな給付として制度化することとし、所要の法案を次期通常国会に提出する。
(4) 高等教育費の負担軽減	
P.15	高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。
(7) 子育て世帯に対する住宅支援の強化	
P.17	子育て世帯等が良質な住宅を取得する際に、住宅金融支援機構が提供する全期間固定金利の住宅ローン「フラット35」について、こどもの人数に応じて金利を引き下げる制度を2023年度中に開始する。
2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	
(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充	
P.18	妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的

	な実施に向け、児童福祉法の新たな相談支援事業として制度化する。
	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯を対象を拡大して実施している。更なる利用拡大に向け、本事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付け、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める
	「1か月児」及び「5歳児」への健康診査並びに「新生児マススクリーニング検査」の対象疾患拡充について、早期の全国展開に向けた支援を行うとともに、「新生児聴覚検査」について、全国での公費負担の実施に向けた取組を進める。
(2) 幼児教育・保育の質の向上	
P.19	費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。
(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充	
P.20	2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。
	病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本分単価の引上げ等を、2024年度から行う。
(5) 多様な支援ニーズへの対応	
[こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進]	
P.21	ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対する伴走的な学習支援を拡充し、新たに受験料等を支援することで進学に向けたチャレンジを後押しする。
	こどもたちが、貧困によって食事が十分にとれなかったり、様々な体験に制約を受けることがなくなるよう、貧困家庭への宅食を行うとともに、地域にある様々な場所を活用して、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる食事や体験・遊びの機会の提供場所を設ける。
P.22	幅広い教育訓練講座の受講費用の助成を行う給付金（自立支援教育訓練給付金について、助成割合の引上げ等を行うとともに、ひとり親に対する就労支援事業等について、所得等が増加しても自立のタイミングまで支援を継続できるよう、対象者要件を拡大する。
	養育費の履行確保のため、養育費の取決め等に関する相談支援や養育費の受取に係る弁護士報酬の支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定を図る。
	児童扶養手当の所得限度額について、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、自立の促進を図る観点から見直すとともに、3人以上の多子世帯についての加算額を拡充することとし、このための所要の法案を次期通常国会に提出する。
[児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー等支援]	
P.22	生活に困難を抱える特定妊婦等に対する一時的な住まいの提供や、こどもの養育等に関する相談・助言等を行う事業に取り組む。
P.23	こども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、虐待等で家庭等に居場所が無いこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所等を確保する。
	親からの虐待や貧困等に起因して様々な困難に直面する学生等に対し、食事提供・相談支援等のアウトリーチ型支援を行う。
	こどもの状況等に応じた個別ケアを推進するため、一時保護施設における小規模ユニットケアを推進する

	こどもの権利擁護の環境整備や親子関係の再構築支援を推進する。
	家庭養育環境を確保するための里親委託等を推進し、里親等委託率の向上を目指す。
	社会的養護を経験した若者が自立した社会生活を送ることができるよう、住居の提供や生活相談等を行う事業について、年齢にかかわらず必要な支援を継続するとともに、課題に応じた個別対応の強化や生活の質の向上を図る。また、虐待経験がありながら公的支援につながることなく成人した者等に対する相談・助言、一時的な居住支援等を行う。
〔障害児支援、医療的ケア児支援等〕	
P.24	保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携し、地域において様々な機会を通じた発達相談、発達支援、家族支援の取組を進め、早期から切れ目なくこどもの育ちと家族を支える体制の構築を進める。
	医療的ケア児について一時的に預かる環境の整備や保育所等における受入れ体制の整備を進める。
	補装具については、障害のあるこどもにとって日常生活に欠かせないものであり、成長に応じて交換が必要なものであることを踏まえ、保護者の所得にかかわらずこどもの育ちを支える観点から、障害児に関する補装具費支給制度の所得制限を撤廃する。
3. 共働き・共育ての推進	
(1) 男性育休の取得促進	
P.25	子の出生直後の一定期間内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、両親が共に14日以上育児休業日以上の育児休業を取得した場合には、その期間の給付率を28日間を限度に引き上げることとし、2025年度から実施するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。
(2) 育児期を通じた柔軟な働き方の推進	
P.26	こどもが3歳以降小学校就学前までの場合においては、育児・介護休業法で、柔軟な働き方を実現するため、①フレックスタイム制を含む入社・退社時刻の調整、②テレワーク、③短時間勤務制度、④保育施設の設置運営等、⑤休暇から、事業主が職場の労働者のニーズを把握しつつ複数の制度を選択して措置し、その中から労働者が選択できる制度（「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」）を創設する。
P.27	子や家庭の状況（例えば、障害児・医療的ケア児を育てる親やひとり親家庭等）から、両立が困難となる場合もある。労働者の離職を防ぐ観点から、事業主に対して、妊娠・出産等の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向を聴取し、その意向に対する自社の状況に応じた配慮を求めることとするため、所要の法案を次期通常国会に提出する。
	育児中の柔軟な働き方として、男女ともに時短勤務を選択しやすくなるよう、「育児時短就業給付（仮称）」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の10%を支給することとし、2025年度から実施するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。
	こどもが就学前の場合に年5日間取得が認められる「子の看護休暇」について、対象となるこどもの年齢を小学校3年生修了時まで引き上げる
(3) 多様な働き方と子育ての両立支援	
P.28	子育て期における仕事と育児の両立支援を進め、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築する観点から、現在、雇用保険が適用されていない週所定労働時間10時間以上20時間未満の労働者についても失業給付や育児休業給付等を受給できるように、新たに適用対象とし、適用対象者数や事業主の準備期間等を勘案して2028年度に施行するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。